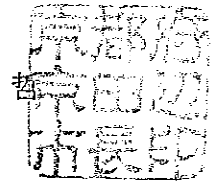


平成15年3月7日
京監第 66 号

近畿地方整備局
淀川工事事務所長 様

京田辺市長 久 村



要 望 書

古くから、川や山はそれぞれの個性を持ち、人は水の音や山の新緑に親しみ自然とともに歩み、特に河川は人と人、地域と地域との交流ができる出会いの接点の場として、今なお重要な役割を果たしております。

また、近年のストレス社会に対する癒しの場として、散策やスポーツそしてレクリエーションなど家族がそろって楽しみを与えてくれる空間でもあります。

本市では、多くの市民の利用がある田辺木津川運動公園を既に供用開始している状況のなかでは、利用頻度が高く、市民の要望に十分応えられていない状況であることから、運動公園として京田辺市都市計画マスタープランや緑の基本計画にも位置付けされている草内木津川運動公園を、堤外民有地も収用し整備を進めているところであり、第一期事業の早期完成と第二期事業の整備については、市民からも大きな期待が寄せられております。

河川の利用につきましては、河川生態系と共生する視点は重要であると考えますが、河川が人に癒しの空間を与え、心身がリフレッシュできる環境は川に活かされた利用であると考えております。また、市民が河川に対し理解を深めてもらう大切な場所でもあると考えます。

このことから、河川をめぐる環境議論については、沿川の自治体や地域住民の意見無くして論じられるべきものではなく、地域毎に河川利用委員会などを設立していただき、委員には沿川自治体や地域住民から多くの人選をしていただくとともに、個別に河川環境への影響を十分配慮したなかで、河川整備計画を策定していただきますよう要望いたします。

